

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を 改正する条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）」に係る意見等の募集

2 目的

この要領は、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）の策定に当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広くその案を公表し、市民等の意見等を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討して、条例の一部を改正することに係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するためのものです。

3 趣旨

流山市では、平成31年3月に策定した「流山市一般廃棄物処理基本計画」の中で、「公平な費用負担の観点から、ごみの受入料金の見直しを図る」としているが、法令や環境省通知を踏まえ、廃棄物対策審議会の委員からの意見を聴取しながら、一般廃棄物（ごみ）処理手数料についての考え方を整理し、改正条例（案）を作成しました。

そこで、令和2年4月の施行を予定している改正条例（案）を公表し、皆様のご意見を募集するものです。

4 資料内容

公表する資料

- ・一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方
- ・条例新旧対照表（案）別表第1・別表第2
- ・答申書（流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて）

5 公表の方法

（1）閲覧場所

- ア 流山市クリーンセンター内リサイクルプラザ・プラザ館1階
- イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）
- ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター

（2）流山市ホームページ

6 意見が提出できる者

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者

7 意見等募集期間

令和元年9月1日（日）から令和元年9月30日（月）まで

※直接持参の場合は8時30分～17時まで（日曜祝日を除く）

※郵送の場合は、令和元年9月30日（月）必着

8 意見等の提出方法及び提出先

意見等は、原則、別紙様式による提出としますが、住所・氏名・意見等必要事項が明記されている場合は、任意様式も可とします。

（1）直接持参：流山市環境部クリーンセンター 収集・リサイクル係

（2）郵送：〒270-0174

流山市大字下花輪191

環境部クリーンセンター 収集・リサイクル係宛

（3）ファクシミリ：04-7150-8070

（4）電子メール：seisou@city.nagareyama.chiba.jp

9 その他

（1）お寄せ頂いたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに整理したうえで、市ホームページで公表いたします。なお、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

また、電話・口頭でのご意見はパブリックコメントとして取扱いできませんので、併せてご了承ください。

（2）パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、個人情報（住所・氏名・連絡先等）を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中には記載しないでください。